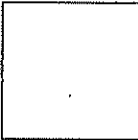


三原燃第14—078号
平成26年10月17日

原子力規制委員会 殿

三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 遠山 眞



原子力規制委員会等の組織改編に伴う通報先の読み替えについて

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素より弊社業務に関しましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年10月14日付け、原子力規制委員会及び内閣府の組織改編に伴い、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定に基づく事象（以下「特定事象」という。）の通報先となる組織名が変更されましたので、組織改編の日から原災法第7条第3項の規定による弊社原子力事業者防災業務計画の修正までの期間における特定事象の通報については、以下の読み替えにより運用致しますので、ご了承の程、お願い申し上げます。

弊社としましては、原子力災害の特殊性に鑑み、今後とも安全の確保に万全を期して参りますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

特定事象の通報先

原子力規制委員会 組織改編前	原子力規制委員会 組織改編後
原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課	原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課

内閣府 組織改編前	内閣府 組織改編後
内閣府（政策統括官付参事官（災害緊急事態対処担当）付）	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（総括担当）付

以上

原子力事業者防災業務計画

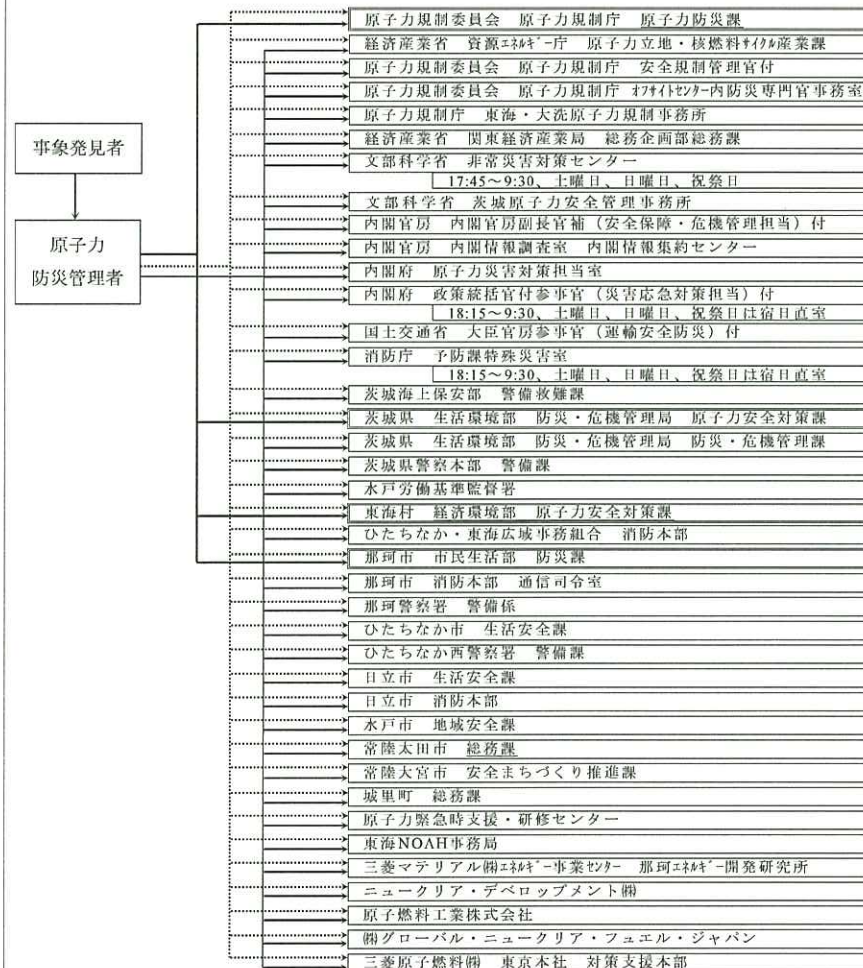
新 旧 比 較 表

平成 2 6 年 1 0 月



変 更 前

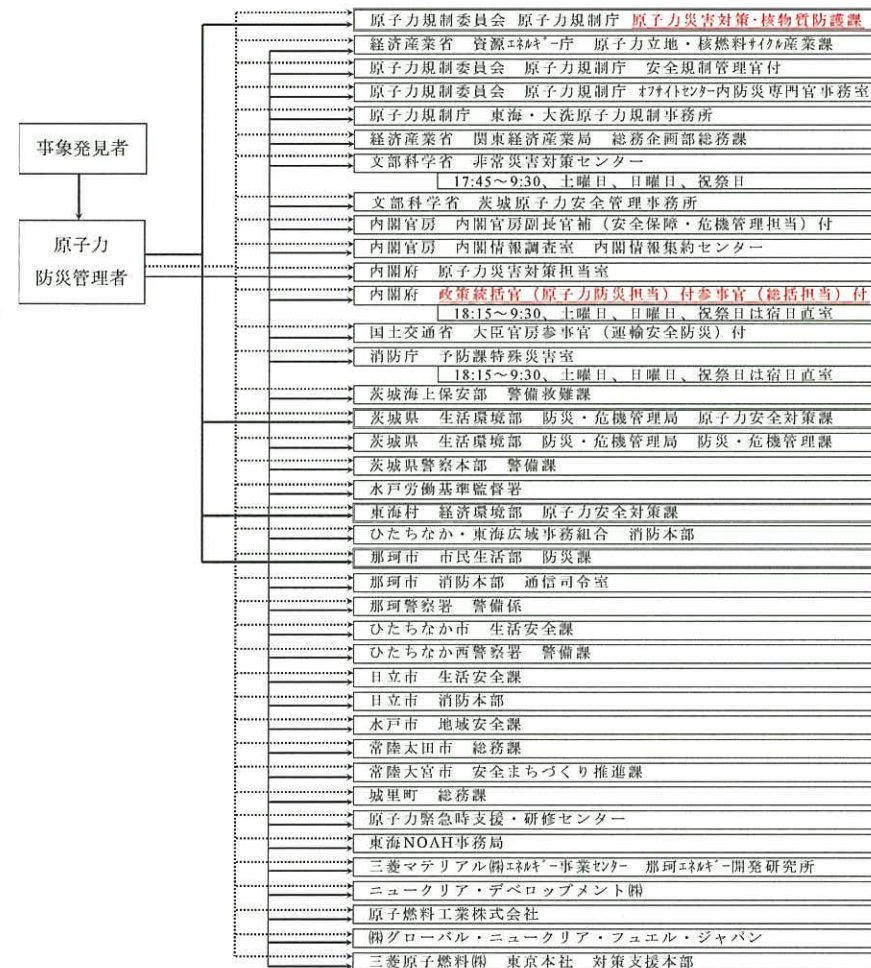
別図第2 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路」(1/2)
(1) 事業所内での事象発生時の通報経路



: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 : 電話によるファクシミリ着信の確認
 : ファクシミリによる送信
 : 電話による連絡

変 更 後

別図第2 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路」(1/2)
(1) 事業所内での事象発生時の通報経路



: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 : 電話によるファクシミリ着信の確認
 : ファクシミリによる送信
 : 電話による連絡

理 由

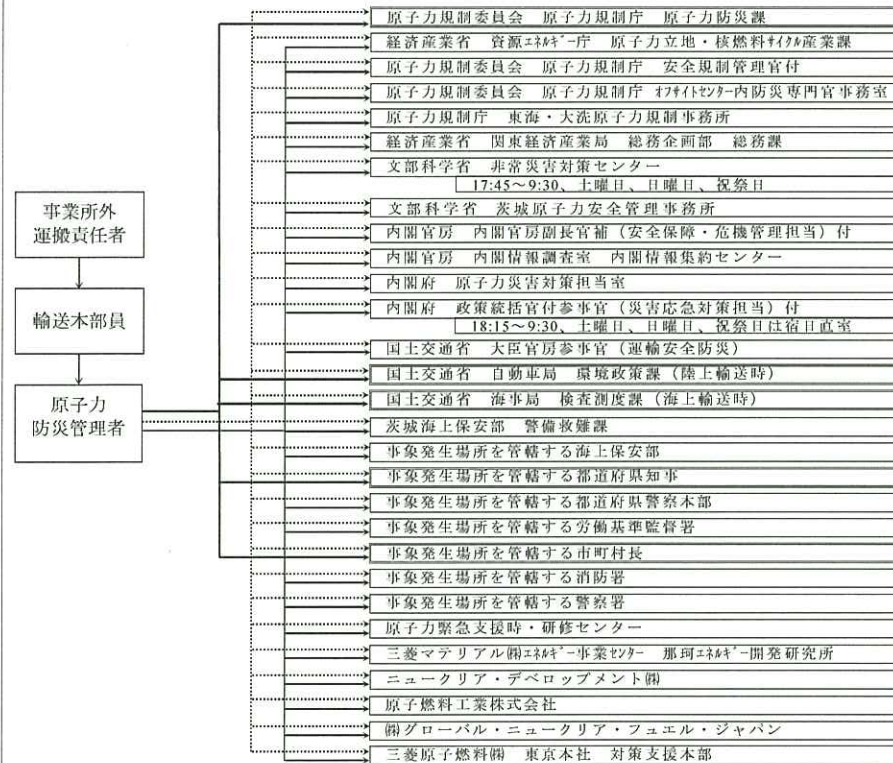
事業者防災業
務計画別冊
・名称変更

・名称変更

変 更 前

別図第2 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路」(2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路

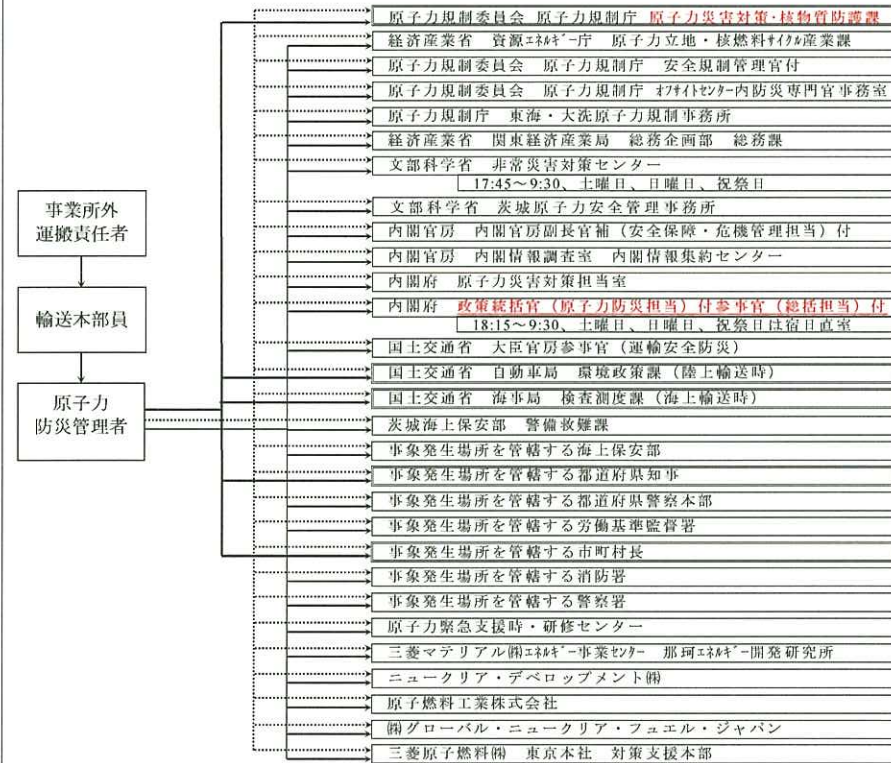


[] : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 [] : 電話によるファクシミリ着信の確認
 [] : ファクシミリによる送信
 [] : 電話による連絡

変 更 後

別図第2 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路」(2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



[] : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 [] : 電話によるファクシミリ着信の確認
 [] : ファクシミリによる送信
 [] : 電話による連絡

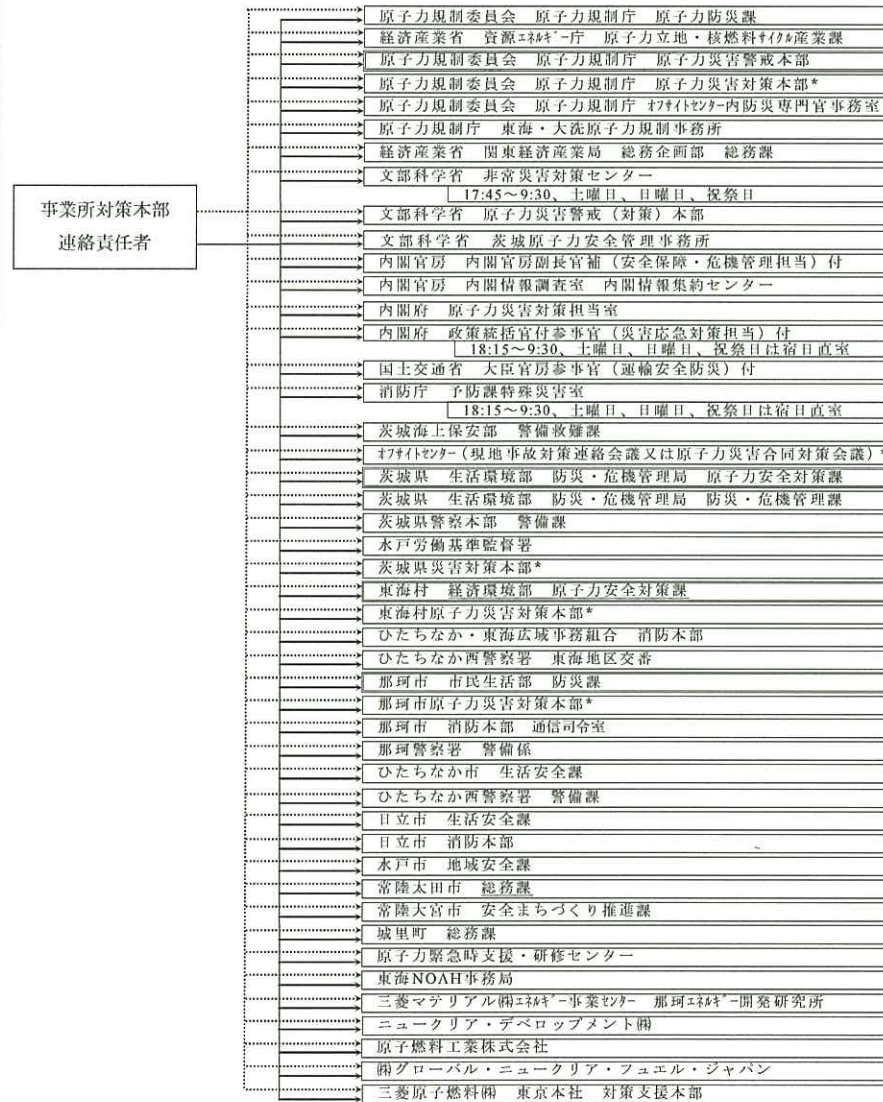
理 由

・名称変更

・名称変更

変 更 前

別図第3 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路」(1/2)
(1) 事業所内での事象発生時の通報経路

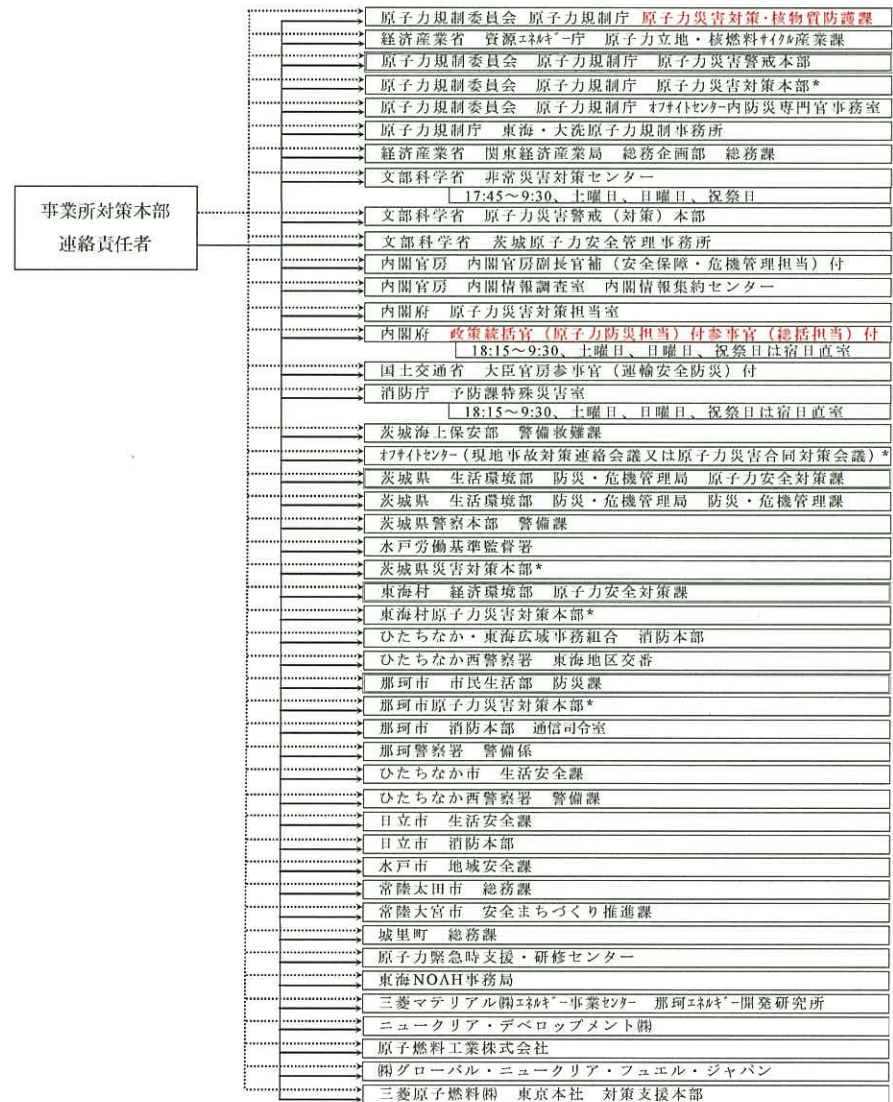


■ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の通報先
→ : ファクシミリによる送信
→ : 電話による連絡

* : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

変 更 後

別図第3 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路」(1/2)
(1) 事業所内での事象発生時の通報経路



■ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の通報先
→ : ファクシミリによる送信
→ : 電話による連絡

* : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

理 由

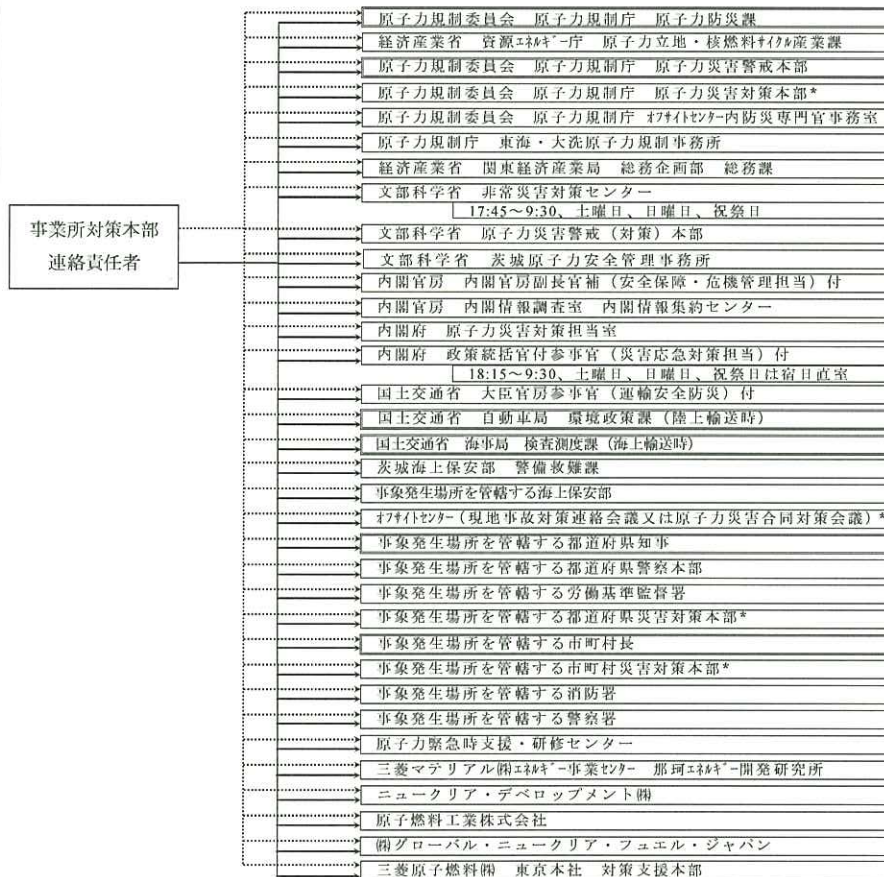
・名称変更

・名称変更

変 更 前

別図第3 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路」(2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路

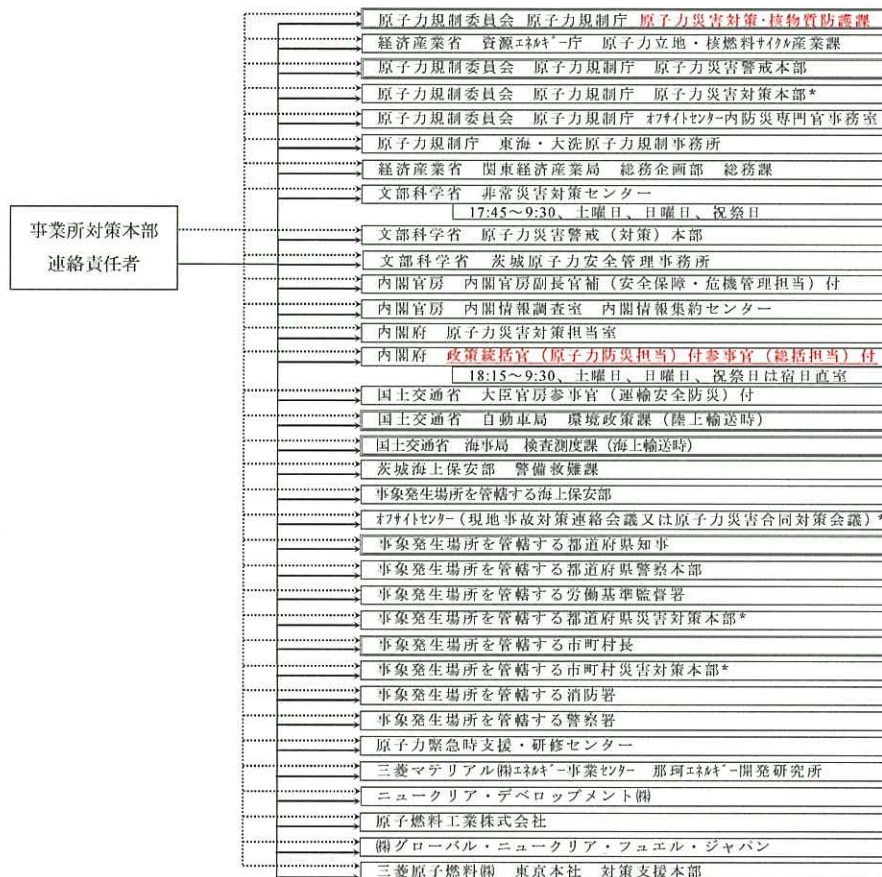


: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の通報先
 : ファクシミリによる送信
 : 電話による連絡
 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

変 更 後

別図第3 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路」(2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の通報先
 : ファクシミリによる送信
 : 電話による連絡
 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

理 由

・名称変更

・名称変更